

(仮訳)

プレス・リリース

2016年6月29日
BIS 決済・市場インフラ委員会
証券監督者国際機構

BIS 決済・市場インフラ委員会および証券監督者国際機構による報告書
「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」の公表

BIS 決済・市場インフラ委員会(CPMI)と証券監督者国際機構(IOSCO)は、本日、報告書「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」(以下、「サイバーガイダンス」)を公表した。サイバーガイダンスは、金融業界のサイバーセキュリティについて国際的に合意された初のガイダンスである。サイバー攻撃が一段と洗練され、金融セクターに対するサイバー攻撃が増加する中、本ガイダンスは策定された。

CPMI の議長である Benoît Cœuré は、「本報告書は金融業界にとって極めて重要である。サイバー攻撃耐性が金融業界にとって重要な優先事項となる中、FMI は金融セクターのハブとして注目されている。本報告書は時宜にかなったものであり、FMI は報告書の勧告を実施するため、迅速に行動を取るべきである。」と述べている。

サイバーガイダンスの目的は、サイバー攻撃の事前阻止、攻撃への迅速かつ効果的な対応、攻撃を受けた場合のより迅速かつ安全な復旧を可能とする FMI の能力を高めるため、金融業界の継続的な取組みを推進することである。また、もう一つの目的は、こうしたサイバー攻撃耐性を高める取組みの足並みを各国間で揃えていくことを確保することにある。サイバーガイダンスは、サイバーリスクの分野において一貫性があり、効果的な FMI のオーバーサイトおよび監督をサポートするため、当局に対して国際的に合意されたガイドラインを提供している。

IOSCO の議長である Ashley Alder は、「サイバーガイダンスの実施は、FMI と FMI が活動するエコシステムのサイバー攻撃耐性を高めるための重要なステップである。」と述べている。

FMI の安全かつ効率的な業務運営は、金融の安定及び経済成長を維持・促進するためには極めて重要である。適切に管理されない場合、FMI は流動性の歪みと信用損失のような金融ショックの原因になりうるほか、それらのショックが国内・国際金融市場に伝播していくチャネルになりうる。この意味では、サイバー攻撃耐性を含む FMI のオペレーション上の耐性レベルは、金融システム及び経済全体における攻撃耐性の決定的な要素となりうる。

サイバーガイドランスには以下の主要なコンセプトが含まれている:

- 健全なサイバー・ガバナンスは重要である。サイバー攻撃耐性に係る戦略の成功の鍵は、経営陣及び役員の認識にある。
- サイバー攻撃を受けた後の迅速かつ安全に業務を再開する能力は最も重要である。
- FMI は脅威に関する質の高い情報収集及び厳格なテストを実施すべきである。
- FMI は組織内のあらゆるレベルでサイバーリスクを意識する文化を浸透させ、継続的な再評価を実施し、サイバー攻撃耐性の改善を図るべきである。
- サイバー攻撃耐性は FMI 単独で達成できるものではなく、エコシステム全体の共同努力によって実現される。

本報告書は BIS および IOSCO のウェブサイト入手可能である。

(注記)

1. CPMI は、支払・清算・決済、その他の仕組みの安全性と効率性を促進している。そして、これを通じて、金融の安定および経済全体を支援している。CPMI は、各国個別ないし横断的に、支払・清算・決済その他の動向を注視し、分析している。また、CPMI は、FMI に関するオーバーサイトや政策、中央銀行サービスの提供を含む運営上の事項に係る中央銀行の協調のためのフォーラムでもある。CPMI はこの分野における国際基準設定主体である。CPMI 事務局は、国際決済銀行(BIS)内に置かれている。CPMI に関する情報および CPMI の公表物は、BIS のウェブサイト(<http://www.bis.org/cpmi>)より入手可能である。

2. IOSCO は、証券監督当局のための国際政策フォーラムであり、証券規制の国際基準設定主体として認識されている。同組織の会員は、115 以上の国において世界の証券市場の 95% 以上を規制している。

3. 本サイバーガイドランスは、CPMI の中央銀行及び IOSCO の証券当局の代表者で構成された作業部会により、CPMI と IOSCO のために作成されたものである。同作業部会の共同議長は Coen Voormeulen(オランダ中銀)と Hern Shin Ho(星 MAS)が務めている。サイバーガイドランスは、CPMI と IOSCO が行った本分野の先行研究に基づいており、CPMI-IOSCO「金融市場インフラのための原則」(FMI原則)のうち、主に、ガバナンス(原則2)、包括的リスク管理制度(原則3)、決済のファイナリティ(原則8)、オペレーショナル・リスク(原則17)及び FMI 間リンク(原則20)の補足的なガイドランスを提供するものである。